

第七十六回国会 参議院大蔵委員会 會議録 第四号

昭和五十年十一月二十日(木曜日)

午前十時三十六分開会

委員の異動

十一月十九日

遠藤 要君

対馬 孝且君

十一月二十日

柏谷 照美君

補欠選任

柳田桃太郎君

柏谷 照美君

補欠選任

対馬 孝且君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

松垣徳太郎君

山崎 五郎君

吉田 実君

辻 一彦君

鈴木 一弘君

栗林 卓司君

委員

上條 勝久君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

寺下 岩蔵君

戸塚 進也君

中西 一郎君

鳩山威一郎君

藤川 一秋君

宮田 輝君

柳田桃太郎君

大塚 喬君

柏谷 照美君

対馬 孝且君

寺田 熊雄君

國務大臣

大蔵 大臣

大平 正芳君

政府委員

内閣総理大臣官

房広報室長兼内

閣官房内閣広報

室長

公正取引委員会

事務局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房日

本専売公社監理

官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主税局長

大蔵省国際金融

局長

国税庁次長

国税庁間税部長

事務局側

常任委員会専門

員

厚生省環境衛生

局食品化学課長

日本専売公社総

裁

日本専売公社副

總裁

日本専売公社総

務理事

野々山一三君

吉田忠三郎君

矢追 秀彦君

近藤 忠孝君

渡辺 武君

野末 陳平君

大平 正芳君

関 忠雄君

熊田淳一郎君

堀木 又三君

西沢 公慶君

戸田 嘉徳君

大倉 眞隆君

藤岡眞佐夫君

横井 正美君

大槻 章雄君

杉本 金馬君

宮沢 香君

泉 美之松君

斎藤 欣一君

佐藤 健司君

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

昨十九日、遠藤要君、対馬孝且君が委員を辞任され、その補欠として柳田桃太郎君、柏谷照美君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) 酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 大蔵大臣にお尋ねをいたします。

大蔵大臣は、先般ランプイエで開かれた主税局長の御発言には、三木総理大臣と一緒に御出席になりましたね。で、国会開会中でありましたのに、おいでになって、まあいろいろ評価はさまざまでございますけれども、それなりの意義を大臣としてお認めになったことと思います。

世界経済全般に関する問題でありますからして、まあ直接の影響が日本経済にどのようなものがあるのか、なかなかこれはむずかしいところだろうと思っております。まあ当該委員会の主管大臣でもあらわれるわけですから、このランプイエ会議の評価ですね、大臣としてはどの程度評価していらっしゃるのか。また、日本経済に与える影響あるいはメリツカ、そういうようなものについてお伺いできれば幸いです。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま進行中の世界経済の停滞がこういう状態で続きますならば、それは先進諸国ばかりでなく、発展途上国を含めまして大変困った事態でございます。社会主義経済圏に対してもいまようやく深刻な影響を及ぼそうといたしております。で、そういうときでございますので、フランスの大統領の招聘にこたえまして六カ国の首脳が集まったわけでございますが、この六カ国は、世界のGNPの約五割五分、貿易の約四割五分を、世界全体の経済のそれだけのシェアを背負っておる国々でございます。で、今日の経済のあり方に対して大変重い責任を持つておるわけでございます。そこで、こういう事態をみんなの共同の努力で打開しようという、そういう決意を新たに、確信を固め合うということが第一のねらいであったと思うのであります。

そして、それを実行するためには、まず共同の努力をしなければならぬが、どういう政策をやつてまいるかということにつきまして大方の合意が得られたわけでございます。まず第一に、貿易につきましても、保護貿易、すなわち輸入制限等に傾斜することのないように世界経済全体の自由な拡大の方向に努力しよう、OECDにおける輸入制限をしないというプレッスを忠実に守ろうじやないか、あるいは東京におきまして開かれたガット総会において採択された東京宣言の趣旨を尊重して、ガットの関税交渉というものを早期に仕上げるように努力しようというものが合意したわけでございます。これは共同宣言にも盛り込まれておるところでございます。

第二は、通貨でございますが、今日変動相場制に移つておるわけでございますけれども、この変動相場制は今日の変動した事態によく対応してまいりましたけれども、実勢以上に通貨の価値が変動するということは、世界経済の立ち直りにとって決してよい傾向ではないので、為替相場のより

本日の会議に付した案件

安定した、安定化のために通貨当局間の協力を強化しようとする、そういうことも合意を見たわけでございます。

○ 發展途上国に対することといたしましては、發展途上国の輸出所得の安定化のために十分な配慮をしなければならぬ。とりわけ M S A C 諸国に対する配慮に気をつけなければならぬということもあわせて合意されたわけでございます。

○ エネルギーにつきましては、その節約、代替資源の開発、技術、研究の協力、そういった面が各国内において合意されたことは御案内のとおりでございます。

私は、全体を通じて感じますことは、各国の意見の相違というものがだんだん影をひそめまして、みんな一致してこの世界経済の重大な困難を克服していく、そのために共同の行動をとろうということ、そういう機運が盛り上がってまいりましたことは、世界経済にとりましても、そして日本経済にとりましても大変いいことであつたと思つております。

ただ問題は、宣言を發出すればよいというものではないのでありまして、これから参加国がそれぞれの政府を通じて、この趣旨に沿つてどのように具体的な政策を精力的に展開するかにかかつておるわけでございますので、それなりの責任を私どもは持つておると思つてございます。

○ 寺田熊雄君 この首脳会議が開かれる前に、フールド大統領がシュミット西独首相に対して電話で、国際農業開発基金に拠金してくれという要望を直接して、西独首相もまあ渋々それを承諾したというふうなことが伝えられておりまして、日本も財政難の折からではあるけれども、六千万ドルの拠出を決定したということが新聞情報で出ておりますが、この問題はこの会議では出ませんでしたですか。また大蔵省として、大臣としては、この拠出はもうすでに決定されていらつしやいますか。

○ 國務大臣(大平正芳君) この問題はランブイエ会談に臨む前に政府内部で話し合われた問題でございます。

ございます。外務省からは、寺田さんがおつしやるように、六千万ドルの拠出が望ましいという申し出が私の方にございましたことは事実でございます。それで私の方では O P E C が、これは全体の計画が十億ドルでございます、そのうち四億ドルは O P E C が出そう、それから二億ドルは E C が出そう、二億ドルはアメリカが出そう、そうするとあとの残りの二億ドルをその他の国で持ち、拠出を期待する。その中で日本がまあ六千万ドル拠出したいというのが外務省の考え方でございます、私どももまず第一に、そのように四億ドル、二億ドル、二億ドルのそういう拠出をするという話を聞いておるが、それは一体そのコミットメントは非常に確実なものかどうかということ、それからその農業基金の運営の問題が加盟——それに拠出した国々の意向も十分反映されて、デモクラチックに行われるものかどうか、そういった点を十分確かめた上で日本政府の態度を決めるべきかならうかというように考えておるわけでございます。そういう状況を見ながら、日本政府として最終的な態度を決めようということにいたしておりますので、まだ事柄自体はペンディングであるということでございます。農業問題が開發途上国にとりまして非常に大事な問題でございます、世界の経済にとりましても大事な問題でございますので、わが国が応分の協力をするとということ、私どもも異存はないわけでございます。

先ほどちよつと私数字を間違えました、O P E C が六億ドルです。それからアメリカが二億ドル、E C が二億ドル、その他が二億ドル、都合十二億ドルです、これは、それでそのうちそういう自余の国々のコミットメントが、どういふところまで確かなものかというふうなことをよくいまから確かめていかなければいかぬと考えております。

○ 寺田熊雄君 大臣も言われましたように、この問題は開發途上国に対する信頼といふこと、それを決定するの非常に大きく影響があること、まあそれだけでなくエコノミックアニマ

ルというようなことを言われて、自主性がないとかアメリカ追従であるとか、まあこれはアメリカが非常にこの場合は拠出してはま非非常な、未開發国の国民の運命にわれわれはま非非常なかわり合いを持つておりますし、先ほどの世界経済の問題にも関係するわけですから、大臣がやはり前向きでこの問題に取り組んでいただきたいと思つております。もしまだ決定しておられないということが真実であるとしますと、大臣、やはり前向きに考慮しておられますか。

○ 國務大臣(大平正芳君) 私どもの海外経済協力の基本の政策の一つは、開發途上国の農業生産力の充実が、一番その国の経済の自立にとって決定的なことでございますので、それに貢献するような協力をしたいと、エカフェを通じてもそういうことを強調し、そういうラインで私も協力予算も拠出をいたしておるわけでございます。とりわけアジアにおいては米作の技術の向上、それに力点を置かなければならぬというわけでございます。しかも、その技術は日本が持つておるわけでございますので、日本としてはそういう点に力点を置いてきたことは事実でございます。したがつて、私どもこの農業開発基金に拠出することだけが農業開発に協力することではないので、すでにいろいろなことが行われておるわけでございますが、そのうちの一つのアイテムなんです、これは、それでございますから、これとでもそういう意味では結構なことでございますけれども、いま先ほど申しましたように、日本の意向も十分これに反映できる状態で、それから拠出するというコミットメントも本当に確かなものであるというふうなことではないかというのじやないかと、そういう点をよく確かめた上で日本政府として考えようじやないかということでございまして、私どもこれに消極的な姿勢ではない、前向きに対処をいたしておるところでございます。

○ 委員長(松垣徳太郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○ 委員長(松垣徳太郎君) 速記を始めて。

○ 寺田熊雄君 次に、昨日の朝日新聞に大きく報道されたことですが、専売公社がたばこ受りさばき人に対して迷惑料を物品の形で支払つておるといふような報道がございました。これが事実かどうか、まず第一にお伺いしたい。

それから、それが事実であるといつしますと、その実態はどういうものであつたのか。また、何人がそれを指揮なさつたのか。その総額ほどの程度のものか。なぜそういうふうな支払いをしたのか、その理由。そういうことについてお尋ねをいたしたいと思つてます。専売公社総裁にこれは御答弁いただけますか。

○ 説明員(泉美之松君) 例年、専売公社は、たばこ小売人の販売活動に意欲を持たせるために、販売活動促進費という予算を持つておりまして、その中から小売店に販売の意欲を持つような物品を交付いたしてまいつております。今年も、御存じのとおり、当初五月一日から定価改定を行つたということ、小売店の中には自動販売機につきまして改作を行うとか、あるいは買いかえを行うというふうなことでやつてまいつた方が相当多いわけでございますが、その定価改定が実現いたしましたのでしたために、また、その定価改定が行われるということで、四月中大変な消費者の買い入れと申しますか、買いためと申しますか、がございまして、小売店の方、大変忙しい思いをしたし、そういうふうなことがありまして、公社に対して不満の声が相当大きくなつてまいつたわけでございます。

私どもとしては、小売人に対してその販売の意欲を持続させ、公社に対して悪感情を持たせることのないようにしていくことが、今後の公社のたばこ販売につきましても重要なことだと考えまして、販売促進費の中から十億円を支出いたしまして先ほど申し上げましたような、従来からやつておりますような販売促進意欲を持つような物品を小売店に交付した次第でございます。

○ 寺田熊雄君 そうすると、これは専売公社として

○ 委員長(松垣徳太郎君) 速記を始めて。

て正式に決定を見たことで、総裁のやはり決裁を得たことだというふうにお伺いしていいわけですね。

○説明員(泉美之松君) 各支社及び地方局でどういふ物品を交付するかにつきましても、販売組合の方で打ち合わせするということ、各支社、地方局別に予算を公社から配付いたしまして、実行問題としては各支社、地方局で現地の組合と相談しながらやったのでありまして、必ずしも全国的に統一された品物ではございません。

○寺田熊雄君 その支払いの方法は別として、支払うことそれ自体は公社として決定されたことであると、それからまた毎年やっておったというお言葉がございましたね、それは大体ことしの額は十億円だということをおっしゃったんですが、大体毎年その程度の支出をしておられたわけですか。

○説明員(泉美之松君) 今回、物品を交付するよう各支社、地方局に予算を配付したということをごいまして、小売店に金を渡したということではないのであります。それから毎年どうかとおっしゃいますが、たとえば四十九年度でございますと約六億円余りを支出いたしております。十億というのは、それより若干多いという形になっております。

○寺田熊雄君 それはそうしますとどうなんですか、今後やはり行われる可能性はあるわけですか。それともやはりそういうようなことはことし限りでおやめになるというのか、その点はどうでしょうか。

○説明員(佐藤健司君) このたび、約十億円の資金を配りましたのは、特殊な、今回の定価改定の法案が議案になるというために、自販機を改作しました者が非常に困っておる、あるいはその当時に起きました板金需要といいますが、そういうものにも対応するために資金繰りが非常に困ったというところも相当あるわけでございます。そういう細かい小売店に対して出したものでございまして、これは今回限りという考え方でございまして、

ございます。

○吉田忠三郎君 寺田君の質問に関連いたしてお伺いしますが、公社は予算だけは配付したと、後それぞれの物品購入あるいは品名等は販売組合で決めた、こういま答えられましたね。そこで、私もこれを新聞見たんですが、新聞にはこう書いてあるんですがね。大畑という所長さんがどう書いているのか、これは専売公社の方ですね。この方は「四千円以上のものは関西支社から送ってきた」と。関西支社というのは専売公社の支社でしよう。「送ってきた」。「懐中電灯も支社の指示によって営業所独自で配った」と、こう言っているんですよ。配った数については滋賀県全体で金額については五百六十万円に上る物品を配ったと、こう言い切っているのが新聞に出てくるがね。この関係がひとつどうなのか。

それから、全国で小売店は私どもは大体二十四万あると聞いていますが、この二十四万に対して、私は問題にいたしたいのは、実施をしたのは去年の十二月から今年の七月にかけてやっているんですね。その後、十一月になってきて、今度は電子ジャーであるとか、あるいはミキサー、小型電卓等々配給しているわけですよ、これは。配給しているんですね。いま寺田委員が質問したように、総額で約十億を越えるとき、こうなっているんですよ。それから、もう一つ聞きますが、値上げを予定して専売公社はシールを製造したと、印刷したと、これは何枚くらい印刷しましたか。枚数とそれからかかった経費、これを明らかにしていただきたい。これは第三点。

第四点ですよ。去年の十二月から本年七月にかけてこういうものを配付しているということになりますと、国会はたはこの値上げについて審議中でありまして、そうしますと、専売公社の総裁、あなたは国会の権限を無視して、こういう指示を出していることになると、これは国会の審議監視じゃないですか。答えてください。

○説明員(泉美之松君) 先ほど申し上げましたように、今回の十億円というのは、本社から各支社及び地方局に予算を配付いたしましたので、数量の多いものは各支社、地方局で買ひまして、それを営業所を通じて各小売店に配付したのでありまして、金を配付したのでありません、物品を配付したのであります。

それから数量の少ないものにつきましては営業所で購入することもいたしております。したがって、販売組合に支出したといった性質のものではございません。

それから、昨年から、こういうことをやっているというお話でございますが、今回の措置は定価改定が実現しませんが、その結果、先ほど申し上げましたように、自動販売機を改作したり、あるいは買ひかえたこと、あるいは板金需要があったために資金的に逼迫を来たした向きがあったことなどの不満がありましたために、今後の公社の販売に小売店に協力していただく意味で行ったものでありまして、八月以降行ったものであります。したがって、昨年十二月とかいうようなことは関係がございません。

それからシールは、これは今回の定価改定が行われる場合におきまして、新しい製品と旧製品とを識別するためにシールを印刷いたして小売店の手元まで届けたのであります。定価改定法案が廃案になりましたので、それは廃案になりました後、全部引き揚げております。

○吉田忠三郎君 シールの関係、引き揚げたと言ったけれども、何枚印刷して経費が幾らかかったかという答えがない。

それからもう一つは、あなたは同僚の寺田君の質問に対して、販売組合でそういうものを決めた。私に対しては、いまそうじゃない。それは販売組合ではなくて、物品で渡したと、こういうことなんですよ。

○説明員(泉美之松君) 私が申し上げているのは、寺田委員にお答え……。
○吉田忠三郎君 ちょっと待ってください。後で

答えてください。

そこで、その点は後で答えてもらうことにしますが、配付された品名というのは総裁全部知っていますか。これひとつ答えてください。四千円ぐらいのものから二万五千円——これは主に時計でございます。二万五千円の置き時計というとかかなり高級なものだと私は思うんですが。電子ジャーであるとか、ミキサーであるとか、小型電卓等々配っております。ですから、それはひとつその品名を知っているはずですから答えていただきたい。全店に対しては懐中電灯を配っております。ですから、そういう内容を明らかにしていただきたい、こう思うんです。

それからもう一つは、先ほど伺った返事がない。仮にあなたの答えを肯定しても、八月からだと、こう言っているんですよ。そうすると、いまなおかつその物品を配給をしているわけですから、国会審議中でしょう。どうなんですか、一体、国会審議にならないの。専売公社の総裁としてそういう権限あるの。この点を明らかにしてください。

○説明員(泉美之松君) 先ほど私が寺田委員に申し上げたのは、本社から予算を支社及び地方局に配付した、地方局及び支社で購入して小売店に配ったと、そのどういう物品にするかということに組合の幹部に相談したと、こういうことを申し上げたのであります。

それから、物品につきましては、これは各支社、地方局で購入いたしましたものから、私も全部の品名は存じておりませんけれども、お話しのように、四千円程度のものから——二万幾らと申しますのは、自動販売機をたくさん持つておいて、その改作費が多額にかかった人に対して最高二万幾らと、これはデジタル時計でございます。それから、ミキサーとかジャーといったような性質のものは、たばこ販売と関係がございませぬので、そういうものはいたしておられないはずでございます。

○吉田忠三郎君 おらないはずだと言っているけれども、はずでは済まされないのであります。具

体的に新聞に品名が出てゐるし、それからこの関西の営業所の大畑徳蔵という所長さん、いるでしょう。この方が記者団にこういう話をしたから新聞にこう出たと思ふんですが、これはもうそんなですか、この事実は。そんなデジタル時計などという事についてあなた知つてゐるわけですか、あなたが知らないというはずがないです。全品名をあなた承知して皆わかつてゐるはずですよ、公社で指示したんですからね。それを明らかにしてください。

それから国会軽視との関係はどうなんですか、これは。それからシールの印刷枚数、かかつた経費の総金額、これも答えていない。ちゃんと答えなさいよ。

○説明員(泉美之松君) シールの方は失礼いたしました。十億枚で印刷経費が約二億円でございまして、これは定価改定が実現いたしませんでしたので引き揚げておるわけでありませぬ。

それから、小売店に今回配つた品物につきまして、各支社及び地方局で調達いたしましたものでは、本社が全部は承知いたしておりますけれども、申上げますと、卓上ライター、デジタル時計、それから電卓、御存じのように手持つ簡単な電子計算機でございます。それから灰ざら、たばこ盆、卓上ライター、こういったものになつております。

それから、国会軽視ではないかとおっしゃいますけれども、こういう品物を配つて、まあ自動販売機を改作し、あるいは買いかえたのが役立たないということ、あるいは必要なために資金が逼迫して苦しかったというような小売店の不満をやらわらげるといふことは、やはり公社の今後のたばこを販売していただく小売店に対する信頼関係というものを保つていく上に必要だと考へて支出したのであります。定価改定あるなにかかわらず、そういう信頼関係はきわめて大切なことでございまして、そういう支出をしたことが私は別に違法とは存じておりませぬし、それが国会軽視

といつたような性質のものでないことは何とぞ御了承いただきたいと存じます。

○吉田忠三郎君 御了承いただきたいといつたので総裁これは承できませんか。あなたの方の値上げの理由の最たるものは、赤字になつてくるから値上げをお願いするということなんでは、国会に對しては。いまのシールが二億、それからこの慰勞といふも、迷惑かけたから迷惑料これは十億超えてますね。大変なものでしょう、これは。しかも、あなた国会軽視ではないと、こう言つてますけれども、国会でまだ決まらない間にこういうことをあなた方やつてゐるということ、それはもう小売店に配つて張らす段階までやつておつたじゃないですか、事実、それであなた国会軽視じゃないの。これは大蔵大臣にひとつこの事実を答えてもらいたい。答えてください。

それが国会で明らかになつて、やつたことがいと思つてゐますか、遺憾だと思つてゐますか。

○説明員(泉美之松君) シールの方は先ほど申し上げましたように回収いたしましたので、今度いつあるかわかりませんが、定価改定が実施されましたときに再度使うことになりませぬので、これは決してその支出したことがむだになるわけのものではないと思つてゐます。

それから事柄を分けていただきたいのでございませぬが、なるほど国会審議中にシールをお配りしたという点については、審議がまだ終わつてない段階で国会軽視ではないかと言われる御理由もわからぬではございませぬけれども、国会を通りますれば直ちに定価改定を実施しなせざるを得ないので、あらかじめそれを印刷して配付しておつたのであります。私どもが別に国会を軽視するつもりでやつたのでは毛頭ございませぬ。

それから、今回こういう物品を配りましたのは、先ほど申し上げましたように小売店と公社との信頼関係を今後とも保つていく上に必要であつたし、またそれが決して役に立たなかつたとは思

つておらないのであります。私どもはこれによつて公社と小売店との信頼関係が今後緊密になつていくことができたと考へております。

○吉田忠三郎君 関連質問ですからそろそろあれしておきますが、こういう実態を大蔵大臣知つておられますか、この実態を。

○國務大臣(大平正芳君) 最初の販売対策費の問題でございませぬけれども、公社が一つの事業を経営いたしておる上におきまして、販売系統との信頼関係をつなぎ、事業を円滑に推進してまいる上におきまして、公社の責任におきましてそういうことをやることにつきまして、詳細につきまして事前に私御相談を受けたことはございませぬけれども、総裁の責任においてそういうことをやられたことは、私は適切な措置であつたと思つております。

それから、第二のシールの配付の問題でございませぬけれども、値上げに備へまして準備行為をすることは、いわば当然の公社としての責任でやらねばならぬこととございまして、もしそれをやらぬで、国会の御決議がございましてそれからおむろに準備をやるなどということでは、私はとても公社はその責任にこたへられないんじゃないかと思つてございまして、その点につきましては御了解を賜りたいと思つております。

○吉田忠三郎君 相談はなかつたけれどもやつた行為は適切である、こういうことなんですね。しかし、大臣、総裁は八月からだと、こう言つていませぬけれども、当時もう国会で審議をしておつたさなかに、特に自動販売の調整費は御承知のとおり小売店が負担することになつてゐるわけですね。そして各店をそれぞれ専売公社が、絶対値上げになると、だからこうしなさいという指示をしてゐるわけですね。それが国会軽視ということにならぬのか、この点はどうですか。当然だと思つたら、当然で私は済まされないと思つてゐるわけですね。

○國務大臣(大平正芳君) もし国会の御決議を待たないで値上げをするとか、あるいは値下げをするとか、そういうようなことをやりましたらおしかりをちよだいしなせざるを得ないと思つてございませぬけれども、そうではなくて、値上げの御決議があつた場合に、事柄が仕事が順調に運ぶような準備作業をするということは、公社が当然しなせざるを得ない責任であると思つてございまして、あえて私の立場でとがめ立てをする必要はないと思つております。

○寺田熊雄君 三公社五現業のスト権につきまして前々から関係協会の専門委員懇談会の答申、これがもう、意見書ですが、明らかにまつてもう全文が報道されておるという状況になつております。

〔委員長退席、理事山崎五郎君着席〕
そしてその内容を見ますと、専売公社についてはこれを民営化すべきであるというふうな意見が高らかにうたわれておるわけですね。これについてはすでにこの委員会でも予算委員会でも議論がなされました。これはまあ非常にたばこ耕作農民の運命にも大きな影響がございまして、公正取引委員会との関係もある、専売公社職員の労働条件にも非常な影響がある、外国資本が日本のたばこ企業を完全に席巻してしまふんじゃないかというふうな、これは国家的には非常に大切な問題であるわけですね。この専門委員懇談会の意見というものは、私どもの感觸では、これは政府がスト権を与えないための一つの便法としてこういうふうなものを、実現不可能な国民的な非常な反対意見の強いものをとさらにおつて、そしてスト権付与の、この突っかい棒にしようというふうな悪意さへもこれに見られるように思つてゐます。これはもう、大臣としても、専売公社総裁としても、これに對する明確な態度を決定すべきいま時期にきていますと私は考へるんですが、大臣、この民営化についてあなたはどういうふうな御意見を持つておられます。あなたはこれは、今後どういうふうな対処していこうとなされませぬ。率直なあなたの御意見を伺いたい。

○國務大臣(大平正芳君) 御案内のように、専売

という自由もまた許されてしかるべきでないかと思ふのであります。

したがって、あなたの御意見としてはよくきょう拝聴いたしたわけでございませうけれども、スト権に絡む問題といたしましては、事柄が重大でございませうし、デリケートな問題であるだけに、関係閣僚協働の論議に至る段階までは、ひとつ見解を述べるといふようなことは慎ましていただきたいと、そういう御寛容を願いたいと思ひます。

○寺田熊雄君 アメリカの国会の例を出すわけじゃないんですけれども、アメリカのCIAがどんなことをしたかという、国家的な機関の悪事まで、やっぱり国会は審議のメスをどんどん入れていくわけですね。大臣の場合は、田中金脈は守秘義務で言えませんが、酒の原価はこれは企業秘密であります、この問題はまたその時期ではありません。すべてが秘密ですね。国民の前には少しも知らされない。行政権だけがその秘密を握って、国民の前には全部隠されてる。そして協力してほしい。これに賛成してほしい。いまの自民党政治は、国民を言にした政治であつてね、そういう印象ですよ。それでいいんでしょかね、大臣。これは寛容の問題じゃないでしょう。われわれは国民を代表して審議する前には、そういう事実を認識する必要がある、情報を得る必要がある。それでお尋ねしておるのです。ところが、それはもう一切言えないと。国民には知らせない。われわれだけが知つていて、われわれだけが決定するんですよという御態度でしょう。それは民主的な態度と言えるでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 私はどこの国に比べましても、日本は非常に開放された自由な民主社会でございまして、そのことを大變誇りに思ひますし……

○寺田熊雄君 では、おっしゃつたらいいでしょう。○国務大臣(大平正芳君) また、こういう体制は守つていかなければならぬと思ひます。それについてはその守るだけのルールがなければならぬ

と思ふのであります。したがって、国会における国政調査権の問題も、政府による守秘義務の問題も、すべてそういう自由開放社会を守るための一つの厳しいルールでございませうので、そのルールを忠実に守つて、この民主社会を健全に維持しようといはしておるわけでございまして、私は、私がとつておる態度は間違つていないと確信をいたしております。

○寺田熊雄君 厳しいルールじゃありません。もうがんにがらめに国民を縛つて、そして必要な情報の伝達を拒否しているという状態ですよ。これはまさに、何といひますか、国会の審議権というものに形骸だけにしてしまつていふことだと思ひます。

ただ時間の問題がありますから、これはまた別の機会に譲りまして、専売公社総裁にお尋ねしますが、民営化した場合に、外国の、これはまあ独禁法との関係があるので、この専門委員懇談会の意見も専売公社を民営にする場合には数社に分割せよということがありますね、そういう場合に、外国の巨大なたばこ資本が入つてきて、この小規模な数社に分割された経営というものを押しつぶしてしまふおそれがあるんじゃないかということが一つ。

それからもう一つは、たばこ耕作農民が日本で耕作しておる葉たばこ、これはアメリカのパージニアたばこのような非常に安くおもしろいものが自由貿易のもとで入つてきた場合に、一体そういう経営を重んずる民営の会社が、安い外国の葉たばこを買い付けずに、高い日本の耕作農民のつくった葉たばこをかうらうか。それを考へてみるだけでも、非常に背筋が凍るような思ひがしますよ。もし、民営なんぞということになると、日本の葉たばこ耕作者に対して、これは壊滅的な打撃を与えるんじゃないだろうかと思はれるんじゃないか、その二点についてあなた、率直にあなたの信念を表明していただきたい。

○説明員(泉美之松君) 現在、閣僚協働専門委員懇談会で、新聞には民営とかいろいろ論議が出てお

るようですが、あれ秘密会議でやつておられますので、私もにはどういふふうな論議がなされていくかわからないのであります。したがって、いまのお話、なかなかお答えにくいことなのであります。仮に独禁法との関係があつて、民営にする場合、数社にしなければならぬというふうな事態にありませうと、お説のように、外国資本がその民営会社に入つてくる。それによつてその民営会社が席巻せられ、さらにわが国のたばこ産業に大きな影響を及ぼしてくるだろうというところは容易に想像されます。これは御存じのように明治三十七年に製造たばこを専売にいたしましたのは、当時アメリカ資本が入つてきて、わが国の国内資本との間に葛藤が続きまして、外国資本によつてわが国のたばこ産業が非常に危殆に瀕するおそれがあるということから、専売にいたしました経緯からいたしまして、それから七十一年たつた今日もそういう事態は変わつておらないものと思ひます。

それからたばこ耕作農民の点でございませうが、この点も製造たばこを民営にするが、葉たばこの方はどうするのか、そういう点もまだはつきりされておらないのであります。もし、製造たばこの専売と同様に葉たばこの専売も廃止するんだということになりますれば、恐らく民営化されたたばこ製造会社は、わが国の葉たばこは高いわけですし、品質も外国のいいものに比べると劣るわけです。それを買わないことになりましては、耕作農民が大變大きな打撃を受けることになり。恐らくそういうことはちよつと考へられないことではなからうかと存じます。

○寺田熊雄君 最後に一つだけ。また専売公社職員労働条件のきわめて低下するおそれがあるという点も考へられる。たとえばいま退職後特別年金制度による年金の支給を受けておりますが、これがもし民営化されるならば、当然特別年金制度なんというものをその会社だけに維持するということとは考へられない。厚生年金の領域に入つてしまふということも考へられるんですね。

労働密度の問題もある。そういうことを考へると、労働者の労働条件がきわめて低下するということが予想されるんじゃないけれどもその点はどうでしょう。

○説明員(泉美之松君) 専売公社の職員は、一般的に公社法の規定によりまして身分保障をされておりますので、もし民営に移すと思はれば、その身分保障の問題をどう解決するのかの問題が先に議論にならなければならぬと思ふのであります。それによつていまの年金制度の問題、これも公労協共済組合という制度でやつてまいつておるわけでありませうが、民営になりますとそういう制度に乘れませうので、そうすると、しかし、いままで積み立てたものはどうするのかといふような問題もございまして、なかなか厄介な問題であらうと思ひます。まあ、一概に民営にしたから労働条件が悪化する、公社管だから労働条件がいいといふふうには申し上げかねますけれども、しかし、現在公社職員が保障されているいろいろな制度について不安をもちますことは確かだと思ひます。

○寺田熊雄君 次に、ウイスキーですね、それからブランドー、ワインこれの原価がどうなつていくか。この問題についてお尋ねをしたいと思ひます。これはわれわれの調査では……じゃ、どうぞ先に。

○政府委員(大槻幸雄君) 御承知のように、原価は企業にとりまして最高機密でございまして、省庁がこの企業の有価証券報告書等で公表されていぬ事項を公表するということは差し控へさせていただきますと思ひます。

ウイスキーにつきましては有価証券報告書によりまして、ニッカにつきましては五十年の三ヶ月の有価証券報告書から七百六十ミリびん換算による原価を推計いたしますと、税込みの詰め口までの製造原価というのが五百二十三円六十三銭、販売費・一般管理費二百九十三円五十五銭、計七百三十二円九十八銭、金利等その他二十五円六十銭、総原価七百五十八円五十八銭ということでございます。

ます。

サントリーにつきましては、洋酒部門全体といふことに有価証券報告書はなっておりますので、この部門からウイスキーだけを抽出するということは不可能でございます。

ブランデー、ワインにつきましては、有価証券報告書を提出する企業におきましてもその中でブランデー、ワインにつきましては売り上げ区分がなされておられませんので、ブランデー、ワインについて原価を有価証券報告書から推定計算することは不可能となっておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

○寺田篤雄君 これはモルトがその中で大体まあ飯に二四%から三〇%とする、そうすると、これは麦芽からの程度であるといふことはあなた方はすぐ把握できるわけですね。われわれも計算してみればわかる。それから合成アルコールが一キロリットル幾らであるといふこともすぐ計算できるわけでしょう。そういうところから計算をしていくと、従来の合成アルコールの価格——今度上がったようですがね、から言いますと、大体七十円前後、たまたま上がったものを含めて計算に入れてもサントリーの特級酒で百円を超えることがないという計算が出てくるんですよ。そういう点、企業秘密と言われるが、企業秘密といえども、国政調査権という、あるいは国会審議権という大きな公益の前にはやはり屈してもらわねばいかぬので、企業秘密でありますからして、どうも審議権へこんでくださいというわけにはまいらぬ。だから、これはどうしてもやはりこの席上で明らかにしていただきたい。

○大塚壽君 関連して。一昨日、私もウイスキー、ビールの生産原価の質問をいたしました。きょうと同じように企業の秘密ということで逃げておられるわけですが、今回の酒税法の改正で二二%値上げをする、原価がわからなくて二二%値上げしますからひとつ審議をして通していただきたい、一体二二%なのか三〇%なのか四〇%の値上げをしようとするのか、これ

じや全然審議できないじゃないですか。やっぱり具体的にこれらの問題は原価を明らかにして、そしてこれらの審議を続行されるようにお願いいたします。それでなければ二二%の審議、果たして妥当なのかどうか全然わからないじゃないですか。これはひとつどうしてもこの生産原価だけは明らかにしてこの審議の続行をさせていただきたいようにお願いいたします。そうでなければ審議になりません、これは。

○吉田忠三郎君 関連して。ウイスキーとブランデーについて答えられていますが、最近非常にワインブームが起きてきて、ワインについてはどうなっていますかね。その答えがないわけですがね、製造原価、これもあわせて答えてください。

○政府委員(大槻章雄君) ワインにつきましては、先ほど御説明いたしましたのでございまして、有価証券報告書を提出しておる企業におきまして、ワインについての売り上げ区分がなされておられませんので、ワインについての原価を有価証券報告書から推定計算することは不可能でございます。御了承いただきたいと思ひます。

○吉田忠三郎君 推定することはできないといふ、有価証券報告書では、推定できないで、二二%とか、二二%の税率を上げていくというの、どういう根拠で国税庁が決めるんですか、これ。われわれはその根拠を全然わからないじゃないですか。

それから、立ったついでですから、関連です。多く聞くわけにいきませんから、もう一つ伺っておきますが、清酒のおけ取りというものがございまして。清酒のおけ取り、これの単価は一体どうなっているのか、これでも各メーカーの銘柄種類別にこの単価というものはどうなっているか、これも価格の問題ですからあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(大槻章雄君) 現在手元に持つておられますのは昭和四十五年以降の資料でございますが、過去五年のものについて、これは全国の清酒

のおけ取りの価格につきまして、サンプルから算術平均をいたしました単価でございます。四十五年が一・八リットル換算で百九十二円七十四銭、四十六年二百円二十六銭、四十七年百九十八円七十八銭、四十八年二百五十四円四十二銭、四十九年二百三十八円三銭、アルコール分は二十度でございます。

○吉田忠三郎君 そこで読み上げているよりもその資料をちょっと配布してくれませんか。われわれはそれをただべらべらと答えられても参考になりませんから……。

○政府委員(大槻章雄君) いまちょっと余部がございませぬので、後ほど届けさせます。(休憩してください、寺田さんの持ち時間がなくなっちゃう)と呼ぶ者あり)

○委員長(松垣徳太郎君) 質疑を続行してください。

○辻一彦君 関連。ブランデーとそれからワインについて有価証券報告がないから推計できないということですが、それでは、値上げの根拠というのはいくらもないじゃないかという関連をした大塚質問に対して答弁がない。その資料の扱いについて理事会の開催を要求したい。

○委員長(松垣徳太郎君) 委員長から議事の整理をいたします。

酒税の引き上げについて何%の引き上げをやりますというものは、何に対して何%であるかということも国税庁、主税局側から明確に答弁を願ひます。

○政府委員(大倉眞隆君) 御質問にございまして二二%というものは増税率でございまして、これは現在の酒税の税額に対して、改正法による酒税の税額が何%アップになるかという率でございまして。この増税率二二%は、二二・三でございましてけれども、なぜこの率による増税を御提案申し上げておるかというところにつきましては、なるべく簡単に申し上げますが、前回の改正直後の小売価格に占めます負担率が、その後の原料価格その他のア

ップによりまして小売価格の増価につれまして、漸次負担率が下がってまいりました。たとえビールで申し上げますと、前回の改正直後は小売価格百三十円、酒税は六十七円九銭でございまして五・六%の負担になっておったわけでございませぬけれども、その後の値上げによりまして、増税なしに値上げだけございまして、値上げの結果、現在は百八十円のものにつきまして計算いたしますと、五・六%が三七・三%に下がっておりますのでございまして。これが前国会でもたびたび御議論になりました。いわゆる間接税のおくれでございまして、小売価格の上昇に伴います税負担率の低下をある時期をおきまして見直しをいたしたいというのが、今回の酒税法改正の基本的な考え方でございます。

さて、しからばどれぐらいの率の増税をお願いしたらよろしいかということで、二つの考え方は、前回の改正直後の姿に戻すという考え方もあろうかと思ひます。そういたしますれば、今回の提案よりももう少し大きな増税をしないと前回の負担率までは戻ってまいりませぬ。その角度からと、もう一つは、初年度で大体どの程度の増収を期待したいかという角度から、両方から議論をいたしました結果、平均的に約二二・三%の増税をお願いいたします。これはあくまで恐縮でございますが、税額に対する引き上げ率でございませぬ。いたしますれば、これによりまして約初年度千億、平年度で当初お願いいたしましたときには千三百億強という増収が図れるであろう、そう考へて改正をお願いいたします。

なお、引き上げ率を酒の種類別に変えるという考え方も、酒の種類別に変えて御提案するという考え方もあり得るわけでございまして、この際は特別の理由のあるものを除きまして、一律の増税をお願いすることが妥当であろうという考え方を採用したわけでございまして。特別の理由をもちまして増税率を小さくしておりますのは、御承知のとおり清酒の二級でございまして。なお、この増税分がそのまま小売価格に上乗せされるといたしま

した場合の小売価格のアップ率は、二・二％とは違
う率になるわけではございまして、たとえば清酒の
一級でございませば三・七％アップ、ビールで
ございませば八・三％アップ、ウイスキーの一
級でございませば三・四％アップ、酒類全体を
総合いたしまして、小売価格といたしましては大
体六・七％のアップとなるように推計をいたして
おります。

○野々山一三君 関連。

いまいろいろおっしゃったけれども、簡単に言
うと原料価格が変動した、これが一つですね。そ
れから増収部分は一定率で考えたい。こういう二
つの理由が一定率二・三を上げたい。個別に言
うと三・何がしか、八・何がし、こういうこと
ですか。

そこで、私が伺いたい。そういうことであるな
らば、委員長が言われた何に対してどういうふう
に変化したのでございまして、何とは何ですか。
何がわからぬのに何％掛けたからと、何がわか
らぬからということになるのじゃないですか。そ
このところを聞きたいのが本質なものでござい
ます。何というものをここで言えないなら、秘密理事
会でもいいから言ったらいいと思うのですよ。

○政府委員(大倉眞隆君)

いろいろ酒類がござ
いますから、ビールに例をとって申し上げますと、
前回の改正の直後は小売価格が大びん一本百
三十円だったわけではございませぬ。その中で、税は
六十七円九銭負担していただいております。その
現在でもビールの大びん一本当たりの税金は六十
七円九銭のままで今日まで来ております。その間
に輸入税の値段が動くとか、人件費が動くとかい
うような要因で、増税をしないで、小売価格の方
は現在で申せば百八十円まで、五十円上がったわ
けでございませぬ。したがって、小売価格百三
十円のときに六十七円九銭の負担というものは、
五・一六％負担していただいております。それが百八
十円のビールをお飲みになるときに、相違ならず

六十七円九銭の税金でございませぬから、ビール一
本についてのお酒の負担の率と申しますのは三
七・三％に下がったと。下がった原因は小売価格
が上がったためである。小売価格が上がったのは
原料費のアップその他の要因によるということ
を申し上げたつもりでございませぬ。

で、今回の増税をお願いしておりますのは、こ
のような負担率の下がり方を回復させていただき
たい。前回どおりとまでは申しませぬけれども、
初年度千億ぐらいの増収が期待できるというぐ
らいの幅の中で改定をさせていただきたい。したが
って、改定後の負担率は私どもの計算では四二・
一％になります。つまり、いまの三七・三％を回
復させるけれども、昔の五一・六まではいかな
い。四二・一％の負担になるように改定をさせて
いただきたいと思います。その結果、小売値はどの
うか。これは、いま百八十円で売っておりますビ
ールに、今回の増収額をそのまま——十四円九十
四銭でございませぬから、これをそのまま小売価格
に乗せるといたしますと百九十五円という計算が
できます。仮に百九十五円というものが、この
税法を成立させていただきましたといたしまして
後、負担率は四二・一になるが、その場合の小売
価格の上がり率と申しますのは、百八十円が百九
十五円になるわけではございませぬから、小売価格
十五円上がる。その上がり率は八・三％である。
それを清酒その他についても申し上げて、平均し
てみますと六・七％の小売値のアップになるの
でございませぬと、そう申し上げたわけでは
ございませぬ。

○野々山一三君 私が聞いておられるのは、あなた
の答えになつておられるのが違つておられること
をいま比率論であなたはお答えになつていらつし
やる。そこで、もっと端的に、めんどうくさいこ
とを言うのはやめて、たとえばビールの場合です
ね、表価がどう、それが幾らある、人件費が幾ら
ある、したがってその税率は、小売価格は頭が決
まつてますから、幅が少なくなつてしまつた。し
たがって、増収率が少なくなつてしまつた。そこ
でこれを改定したい、こういうふうな意味で聞いて
るわけですが、こつちの方は、そうであるならば、
人件費がどういふふうになつたか、あるいは
表価がどれだけ上がったか、その他、加工費が
どれだけ上がったか、そういう積算の一つ一つ
がわからなければ、比率が上がつたとか減つた
かということだけでは原価はわからないわけでは
ないかというのです。だから局長言われるように、
何がどれだけであるからどう上がったか、何
とは一体何ですか。そういうところを聞いてお
るわけですよ。そこからは言えないならば、前
から言つておられるように、ここでは言えないならば
事会で明確に答えてもらへばいいと、こういう趣
旨なんです。

○政府委員(大倉眞隆君) 私が申し上げましたの
は、ビール一本につきましては従来から六十七
円九銭のままであると、負担率の下がったゆえん
は小売の百三十円が百八十円まで上がったから、
五十円上がったからでございませぬ。じゃ、その
五十円の上がり方というのは何かと、そのような
御質問ということではございませぬ。はい。
○吉田忠三郎君 どうも理解できませんね。です
から、いまの課税率というのは、現行の酒税に対
して、小売価格が上がつたものに対する現行税と
対比して何％と、こう言つておられるわけですよ。そ
ういうことではございませぬ。

そこで、たとえばこのビール価格が上がりました
たね。上がった要素というのは幾つもあるわけ
ですよ。で、先般私が十八日に聞いたのは、その原
価を、総合的に言へば増率することになるのです
が、その一点だけですね。その増率の一つのファ
クターである中身のいわゆる製造原価を私はお聞
きしたわけなんです。
またたくさんありますよ。いま野々山さんの聞
いたように、給与の問題もあるでしょう。この問
題もありますけれども、時間がなから多く聞き
ません。ですから、それが有価証券の報告書では

取れないのだと、推定だと、これは推定してや
つてるのだと。これでは、いまの税金が高いのか低
いのか、把握できないでしょう。だから、原価を
明らかにしなさいと。把握してないはずはないの
です、大蔵省は。そういう意味で言つておるの
です。

それから、いま私が聞いた、たとえばこのおけ
取りの取引の単価を出さない。これを見たらあ
りませぬ。そこで報告書で借りて見たのです、あ
なたから。これを見ますと、平均なんです。平均
じゃなくて、私の場合には、各銘柄の単価を出して
ください、それを持つておられるからこの平均が出て
くるわけですからね。こう言つておられるのですから。
○委員(松垣徳太郎君) 簡単に申し上げます。
○政府委員(横井正美君) 第一点の五十円上が
つたのはなぜかという点の御質問でございませぬが、
私も監督権限に従つて極力価格を上げさせ
ないような指導をいたしておるわけではございませ
ぬが、各種の原材料あるいは人件費等の上昇がござ
いましてそのような事情になつておるわけでは
ございませぬ。

それから、ビールの中身につきましては、一昨
日の御質問もございましたが、私も有価証券報
告書に基づく数字で御勘弁願ひたいと、かように
考へておるわけではございませぬ。
なお、吉田委員のもとに昨日参りまして、吉田
委員の貴重な資料もいろいろ拝見いたしました。検
討したのでございませぬが、時間の関係もございま
して終わつておられますので、引き続き御説明に
何うつもりでございませぬ。
なお、おけ取り価格につきましては、全国三千
を超えます清酒メーカーのうちで二千以上の方が
おけメーカーでございまして、これを個別に銘柄
別に取るということは大変むずかしいことでは
ございませぬ。サンプル的に申し上げておるといふこと
でございまして、御了承いただきたいと思います。

○委員長(松垣徳太郎君) 建て値の原価資料の問
題でやや紛糾をいたしておりますので、この際午

前の質疑はこの程度とし、いまの資料問題については理事會において処理をすることにいたしましたと思ひます。
午前の質疑はこの程度とし、一時十分まで休憩をいたします。
午後零時八分休憩

午後二時九分開會

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員會を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、粕谷照美君が委員を辞任され、その補欠として対馬孝且君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) 休憩前に引き続き、酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定額法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

休憩中の秘密理事會における酒類の原価資料等についての結果を御報告いたします。

ビール原価資料につきましては、前回御報告したとおりであります。なお、本日の秘密理事會においてもその経緯を確認し、引き続き資料の整備に努めるよう国税当局に要望いたしました。

次に、ウイスキー、ブランデー、ワインの原価資料については現段階において十分整備されていると認められないので、国税当局が資料要求者との連絡をとりながら資料の整備に努め、極力速やかに秘密理事會に報告すること。

次に清酒の買い付け原価の資料についても、資料要求者と連絡をとり資料整備の上、なるべく速やかに秘密理事會に報告するものとする。以上御報告を申し上げます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大塚喬君 委員長の報告に関連して。先ほど主税局長からビールを例にとつて報告がありました。答弁がありました。しかし、その内

容は、お酒の税金については御承知のように従量税と従価税の方式があります。ビールを例にとつて小売価格の二・三％値上げをすれば、こういう問題は、これは従量税に関する課税の方式について答弁があつて、ウイスキーなりブランデーなり、それから日本酒については特級や一級は御承知のように従価税であります。従価税に対する二・三％の値上げという問題は、原価が明らかになれば、課税の一番基礎になる対象が不明確なままでその審議に入ることになるわけですから、この答弁はやっぱり明確にして、従価税に関するもの一体課税の方式はどういうものであるか、このところを答弁いただかない限り、この審議を進めることはこれは不可能であります。ですから、この問題を速やかに明確にさせていただいて、それから寺田委員の質問に入つていただくようお願いいたします。そうでなければ審議になりません、これは。

○政府委員(大倉眞隆君) 先ほど申し上げましたのは、清酒一級、ビールについて申し上げました。二回目以降に繰り返レビールについて申し上げました。それは、従量税につきまして価格変動にかかわらず、従量税は一リッター当たり幾らというふうな税額が決められておられますので、価格の変動に応じて調整をさせていただきます。それが今回の増税をお願いしておる趣旨でございます。そのことを申し上げたわけでございます。その意味で、今回は従価税によっておりますものにつきまして、増税をお願いいたしております。なぜならば、従価税というのは値段が上がればそれに応じて負担もついて上がつてまいりますので、従量税におけるような調整を必要といたしませんので、今回の増税案には従価税対象酒類は入っておりません。

○大塚喬君 これは、値上げをする内容について大蔵省から当初発表ありましたものは、これは日本酒一級酒については一五％、特級酒については二二％と、こういうことで、その他の

ウイスキーやブランデーについても同様に特級酒に、あるいは一級酒については値上げをするというところが、当初提案理由の説明の際にあらたなわけです。そのことを明らかにするために、生産原価が幾らかということがはっきりしなければ、一体この二・三％の値上げというものがどれだけの価格になつて、どれだけ国民生活に影響あるかという問題がさっぱりこれはわかりません。そこを明瞭にしなければ審議を進めるわけにはいきません、これは。そこを明確にしてもらう。

○政府委員(大倉眞隆君) 大塚委員よく御承知のとおり、清酒の特級につきましては、従価税を課しております。特級と、従量税によっております特級とがあるわけでございます。従価税によりまして特級というものは、値段の高い方のお酒、同じ特級の中でも、その分は、従来から値段が上がりますればそれに比べても上がります。従価税でございますから、したがつて、特級酒の中の従価税制度によっております分につきましては、今回の増税案とは関係がございません。特級酒の中の従量税で課税されておる分、それにつきましてはやはり従量税率を二・三％引き上げさせていただきます。ウイスキーについても同様でございます。

○大塚喬君 答弁があまりにさされては大変迷惑です。それでいまままで審議の中で説明があつた分について申し上げますならば、従価税については、これは蔵出し価格について、それに対する課税の額があつて、そして税額が決まるものと、そうしますと、その一体蔵出し価格というのは生産原価が幾らということになつて、それが基礎になつて蔵出し価格が決まるわけでありまして、それらの問題を全然ここで明らかにしないでこの税率が上がる、こういうふうなことに納付しては納付できません。そのところを明確にしてください。

○政府委員(大倉眞隆君) 従価税と申しますのは、大塚委員御指摘のとおり、蔵出し価格に税率を掛けるわけでございますから、蔵出し価格が幾

らで……
○大塚喬君 そこを明らかにしてもらいたい。
○政府委員(大倉眞隆君) そのとおりでございますから、蔵出し価格がどう動くかによりまして税額も動きます。したがつて、従価税の税率を直す場合には、蔵出し価格との関連についての御議論が当然出てまいりましょう。

従量税と申しますのは、一リットル当たり幾らというふうな税率で決まっておりますのでございまして、蔵出し価格と直接に関連いたしておりますん、税額が。

○大塚喬君 これらの問題は、やっぱり国民生活にどう関連するかということが基礎になつてこのような慎重審議が繰り返されておるわけなんです。で、一体この酒税法の改正によつて、いま国民に愛用されておる特級酒あるいは一級酒、そういうものに二つの方式があるとするれば、それそれぞれについてどういふふうな小売価格になり、国民生活にどういふふうな影響があるかと、こういうことの関連をどういふふうな審議をしておるわけですか。そのところを、全然基礎のところを明確にしないで、あいまにいたつたまま審議を進めると、こういうやり方について私どもはどうしても納得できないんです。だから、そのところをひとつはつきりさせなければ、主税局長、一生懸命首ひねつておられるけれども、それじゃ審議にならないんだ、あなた。いいですか。

○政府委員(大倉眞隆君) でございますから、けさほどの御質問に関連いたしました私、私は、ビールはたとえ百八十円でございますが、従量税を今回の案のように十四円九十四銭引き上げさせていただきます。それがそのまま小売価格にはね返るといたします。と百九十五円なると思われま

す、その小売価格の上がり率は八・三％でございます。その小売価格の上がり率でございます。小売価格の上がり率は八・三％でございます。

○寺田熊雄君 乳酸が酒の添加物として別に指定されていることは間違いないですね。

しておる段階でございます。したがって、大蔵省としまして具体的に増税に踏み切るかどうか、踏み切るとしてその幅はどの程度適当と考えるという点につきましては、いまお答えできる段階にございませんが、いずれにしても、五十一年度改正の一環としての問題ならざるを得ない、期限切れの関係で、という項目でございますので、ごく近い機会に、政府の税制調査会にも議題としてお出ししまして、税制調査会としての御感触をまず伺いまして、その上でなお具体的な検討を続けたいという段階でございます。

○上條勝久君 委員長、ただいま……（発言する者多く、議場騒然）……提案いたします。

○委員長（檢垣徳太郎君）……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）……本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

本日の本委員会における上條勝久君の発言の後の議事経過は、次の通りである。

○酒税法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

○製造たばこ定価法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

右両案は、質疑を終局した後、いずれも可決すべきものと決定した。

昭和五十年十二月一日印刷

昭和五十年十二月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D